

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」の届け出は速やかに!

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課で手続きしてください。

必要書類●

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- ・ 加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認め印可)

国民健康保険を脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認め印可)

■加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証が手元にないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格がなくなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくことになります。
- ※お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ※職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

授乳スペースを常設、授乳用テントを導入しました

「こどものえき」が設置されている施設のうち、利用者が長時間滞在する美郷町役場、名水市場湧太郎、美郷町公民館、美郷総合体育館リリオスに、新たに「授乳スペース」を常設しました。授乳が必要なお子さま等とお出掛けの際は、ぜひご利用ください。また、授乳用テントも導入しましたので、屋外のイベント等でも同様に授乳できるようになります(イベント内容によってはテントが設置できない場合もありますので、お出掛けの際はご確認のうえご利用ください)。

■「こどものえき」とは?

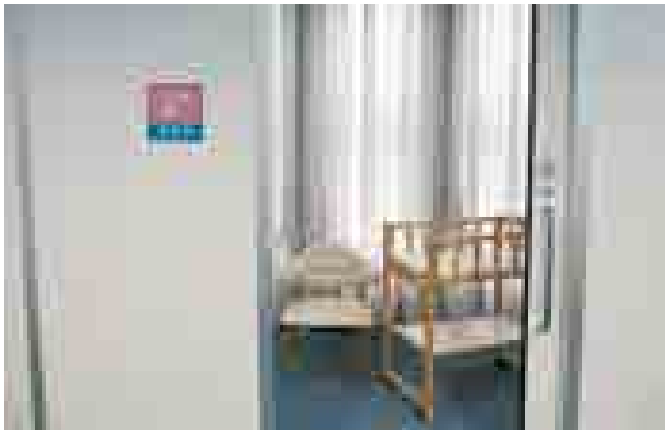
①おむつ交換台、②ベビーキープ、③授乳スペースのうち、2つ以上の設備をもった施設を「こどものえき」として秋田県知事が認定しています。

■美郷町内の「こどものえき」は?

・美郷町役場 ●	・美郷町ラベンダー園
・美郷町学友館(六郷出張所)	・大台野広場管理休憩棟
・美郷町公民館(仙南出張所) ●	・ニテコ名水庵
・美郷町保健センター	・手づくり工房 湧子ちゃん
・美郷総合体育館リリオス ●	・名水市場湧太郎 ●
・六郷温泉あつたか山	・道の駅雁の里せんなん

※上記すべての施設に、おむつ交換台とベビーキープが設置されています。

※●が付いている施設には、授乳スペースを常設しています。その他の施設で授乳スペースが必要な場合は、職員にお声掛けください。



■授乳スペース(美郷町公民館)



■授乳用テント

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

ひとり親の皆さんへ

就業のための 相談・情報提供をします

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の母、父および寡婦等の方々に対し、就業・養育費に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供など、ひとり親家庭の就業自立のためにさまざまな支援を行っています。お気軽にご相談ください。

【秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター】

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号

秋田県社会福祉会館5階

☎018(896)1531 FAX 018(866)2166

✉jjiritusien@blue.ocn.ne.jp URL <http://akita-boshi.jp>

受付時間 ● 午前8時30分～午後5時(平日のみ)

就業相談 ● 窓口・電話・FAX・メールで受付します。

講習会 ● ホームページに随時情報を掲載しています。

アドレスが
変わっています!

障がいのある方の『働きたい』を支援しています

障がいのある方の働き方相談会 障がい者雇用相談会

多様な働き方の中から、あなたに合った働き方を見つけるための相談会を開催します。「働いてみたいけど、どうしていいかわからない」という方はぜひお越しください。また、障がい者雇用を考えている企業からのご相談も承ります。事前予約は不要ですので、当日、会場にお越しください。

日 時 ● 2月6日(水)

① 午前10時～正午

② 午後1時～午後3時

会 場 ● 美郷町保健センター

- 対象者 ●
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証をお持ちで、就職を希望している方やそのご家族
 - ・ 発達障害、高次脳機能障害、難病等で就職を希望している方やそのご家族
 - ・ 障がい者雇用をされている、または検討している民間企業関係者

相談
対応
機関

- ① 秋田県南障害者就業・生活支援センター、サンワークネット横手、町福祉保健課
- ② 大曲公共職業安定所、就労支援センターグリーン、町福祉保健課

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

不妊治療・不育症治療費を助成します

少子化対策の一つとして、不妊治療や不育症治療を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療および検査に要した費用の一部を助成しています。

対象者 ● 申請日の1年以上前から美郷町に住所を有し、次のすべてに該当する方

① 法律上の婚姻をしているご夫婦、② 医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ、医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたご夫婦、③ 美郷町の住民で、今後も在住予定のご夫婦、④ 医療保険各法(国保や社保など)の被保険者(本人や家族など)、⑤ 町税などの滞納がない方

助成額 ● 一般不妊治療…治療1回につき10万円以内
(通算5年以内)

特定不妊治療…年間10万円以内
(通算5年以内)

※ 秋田県特定不妊治療費助成事業の助成限度額を超えた自己負担分を助成します。

※ 特定不妊治療の秋田県からの助成額については、仙北地域振興局福祉環境部(☎0187(63)3404)へお問い合わせください。

不育症治療…治療1回につき15万円以内
(通算5年以内)

申請期限 ● 3月31日(日)

必要なもの ●

- ① 美郷町不妊治療・不育症治療費補助金申請書、印鑑
- ② 夫婦の住民票(3カ月以内のもの、写しでも可)
- ③ 夫婦の保険証の写し
- ④ 治療費の領収書・明細書の写し
- ⑤ 助成金の振込口座番号(通帳の写し)
- ⑥ 不妊治療の場合…一般または特定不妊治療受診等証明書
不育症治療の場合…不育症治療実施医療機関証明書
- ⑦ 秋田県特定不妊治療費助成事業の決定を受けた方のみ
・ 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知の写し
・ 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
・ 秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書の写し(指定医療機関の指示により他の医療機関を受診した場合)
- ⑧ 初回申請時に限り、戸籍謄本
(県の助成事業対象者は不要)

申請手続 ●

年度末は申請が混み合います。事前に下記へ電話連絡のうえ、申請してください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900